日田市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例(第6章 認知症対応型共同生活介護)

#### 第1節 基本方針

### (基本方針)

第111条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

### (従業者の員数)

- 第112条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活 介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事 業所」という。) ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以 下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及 び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者 を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事 業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス 基準条例第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。 以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護 予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定 する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型 共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第115 条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の 時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行わ れる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。)を行わせるために必要な数以上とする。
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第84条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第194条に定める<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>看護小規模多</u>機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型

居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができる。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は 福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応 型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事 する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、 当該共同生活住居における他の職務に従事させることができるものとする。
- 6 前項の計画作成担当者は、厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。
- 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。
- 9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人 保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実 務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。
- 10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第73条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (管理者)

- 第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができるものとする。
- 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

#### (指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイ サービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者 若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健 医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者で あって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

#### 第3節 設備に関する基準

#### (設備)

- 第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。
- 2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第126条において同じ。) を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。
- 3 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2 人とすることができるものとする。
- 4 1の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。
- 5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第76条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

#### (内容及び手続の説明及び同意) (準用規定)

- 第10条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第124条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を

使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
  - ア 指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - イ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を正確に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定認知症対応型共同生活介護事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該利用申込者 又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出が あった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を 電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の 規定による承諾をした場合は、この限りでない。

#### (提供拒否の禁止)(準用規定)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。

#### (受給資格等の確認) (準用規定)

第13条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を 求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の 有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の 規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指 定認知症対応型共同生活介護を提供するように努めなければならない。

### (要介護認定の申請に係る援助)(準用規定)

- 第14条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の 開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に 行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を 踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない場合等であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。

### (入退居)

- 第116条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の 診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること 等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適 切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介す ること等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴その他必要な事項の把握に努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族 の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を 行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### (サービスの提供の記録)

- 第117条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

# (利用料等の受領)

- 第118条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知 症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認 知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差 額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる 費用の額の支払を利用者から受けることができる。
  - (1) 食材料費
  - (2) 理美容代
  - (3) おむつ代
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜 のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負 担させることが適当と認められるもの
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

#### (保険給付の請求のための証明書の交付)(準用規定)

第23条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定 認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応 型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証 明書を利用者に対して交付しなければならない。

# (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

- 第119条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれ の役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなけ ればならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ 画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場

合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければ ならない。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活 介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を 公表し、常にその改善を図らなければならない。

# (認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 第120条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者(第112条第7項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、 他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの 内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。
- 4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更 について準用する。

#### (介護等)

- 第121条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、 当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

#### (社会生活上の便宜の提供等)

- 第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関 に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の

同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利 用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

#### (利用者に関する市への通知)(準用規定)

- 第29条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
  - (1) 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

#### (緊急時等の対応) (準用規定)

第101条 介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

### (管理者の青務)(準用規定)

- 第74条 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、指定認知症対応型共同生活介護 事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業 務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護 事業所の従業者に第6章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

### (管理者による管理)

第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

#### (運営規程)

- 第124条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
  - (3) 利用定員
  - (4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 入居に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策

- (7) 苦情処理に関する事項
- (8) 虐待防止に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

#### (勤務体制の確保等)

- 第125条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型 共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

#### (定員の遵守)

第126条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### (協力医療機関等)

- 第127条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

#### (非常災害対策)(準用規定)

- 第104条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、災害の態様ごとに非常災害に関する具体 的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、 それらを従業者に周知しなければならない。
- 2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、事業所内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、 救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、これらの訓練は、 夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、 災害時における利用者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、災害時に他の事業所等から職員派遣、施設利 用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければ

ならない。

#### (衛生管理等)(準用規定)

- 第79条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に おいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければな らない。

### (掲示) (準用規定)

第35条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の 見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービ スの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

### (秘密保持等)(準用規定)

- 第36条 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密 を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

# (広告) (準用規定)

第37条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

## (指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第128条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、 当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益 を収受してはならない。

#### (苦情処理)(準用規定)

第39条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護 に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付け るための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情 の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった 場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

### (調査への協力等) (準用規定)

第106条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護 に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行わ れているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助 言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならな い。

# (地域との連携等)(準用規定)

- 第107条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての 記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等と の連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

### (事故発生時の対応)(準用規定)

- 第41条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介 護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなら ない。

#### (会計の区分)(準用規定)

第42条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

#### (記録の整備)

- 第129条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介 護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日(当該指定認知症対応型 共同生活介護を提供した日をいう。)から5年間保存しなければならない。
  - (1) 認知症対応型共同生活介護計画
  - (2) 第117条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第119条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (7) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

### (暴力団関係者の排除)(準用規定)

第44条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その運営について、暴力団関係者(日田市暴力団排除条例(平成23年条例第29号)第6条第1号に規定する暴力団関係者をいう。)の支配を受けてはならない。

#### (準用)

第130条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第44条、第74条、第79条、第101条、第104条、第106条及び第107条第1項から第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第124

条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。